

# 労働派遣事業における マージン率 公開について

平成24年10月1日の労働者派遣法改正により、派遣元事業主は毎事業年度終了後、マージン率を公開することが義務付けられました。マージン率とは、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合です。下記計算式にてこのマージン率は算出されます。

## 計算方法

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

賃金の平均額は1日8時間計算となります。

派遣社員の賃金平均額	¥11,272
派遣料金の賃金平均額	¥16,464
派遣社員の給与	68%
マージン率	32%
派遣スタッフ 福利厚生費	5%
事業主 負担 各種保険料	9%
会社運営経費	14%
営業利益	4%

## マージン率に含まれる区分

派遣スタッフ 福利厚生費	年次有給休暇 取得時に掛かる賃金、教育費、交通費等 (派遣先からは徴収出来ません)
事業主 負担 各種保険料	健康保険/厚生年金保険/介護保険/雇用保険/労災保険等
会社運営経費	健康診断、採用、営業、就業管理費用、事業運営にあたる労働者の人件費や事務室賃貸料、広告宣伝費、通信費等の諸費用 等
教育訓練に関する事項	入社時の安全衛生、接遇、5S、製造業での治具使用方法 等
営業利益	派遣料金から各種費用(賃金、福利厚生費、各保険料、会社運営費用)等を差し引いた利益

発行日 令和 6年 12月 5日

日本ユニバーサル電気株式会社  
代表取締役 志村 秀雄

〒189-0003  
東京都東村山市久米川町5-21-25  
TEL: 042-393-1241  
(派)13-309596